

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 平成 25 年度の東京都の労働相談件数
2. 被扶養者の確認について

■ 社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 平成 25 年度の東京都の労働相談件数

東京都産業労働局より、東京都における平成 25 年度の労働相談件数についてとりまとめた資料が公表されました。

公表された資料によると、平成 25 年度の労働相談件数は 52,684 件で、平成 18 年度以降 8 年連続で 5 万件を超え、内容は多い順に①退職(解雇を除く)、②解雇、③職場の嫌がらせ、となっています。

また、今回の結果で注目すべき点として、非正規雇用労働者に係る相談件数が前年度から 1,015 件(6.3%)増加して 17,155 件となり、相談件数全体の 32.6%を占めていることが挙げられます。

非正規雇用労働者の場合、正規雇用者との労働条件の格差や、雇用契約を更新しない「雇止め」が問題になりやすい点です。

現在の法律では、有期雇用契約者の労働条件について「有期雇用契約であること」のみを理由として無期雇用者と不合理な差をつけることを禁じています。

また、契約更新手続が形骸化していて無期雇用と同様の状態になっている場合などは、期間満了による雇用契約終了が認められないこともあります。雇用契約書で更新の有無や更新の判断基準等を明確にして、きちんと更新手続を行うことが大切です。

労働者の 3 人に 1 人が非正規雇用である現在、有期雇用契約者の労働条

件や契約更新手続は労務管理において重要なポイントといえます。

(参考)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/04/20o4u600.htm>

2. 被扶養者の確認について

結婚や子の出生により家族を扶養に入れたり、家族が就職等をして扶養から外す場合、給与計算と健康保険の2つについて変更処理が必要となります。

扶養に入れる際の収入の基準は、
給与計算上:年間 103 万円以下(月に 85,833 円以下)、
健康保険上:年間 130 万円未満(月に 108,333 円以下、60 歳以上等の場合は年間 180 万円未満)
となります。

子の出生については、平成 23 年より 16 歳未満の子は年少扶養親族となり、所得控除の対象外となってしまいましたが、住民税が非課税となるかどうか計算する際、年少扶養の人数が影響してきます。
所得税に関係ないと思って給与ソフト等に登録しないと、市町村に提出する給与支払報告書に反映されなくなってしまうので、忘れずに登録しましょう。

なお、協会けんぽでは、平成 26 年度被扶養者資格の再確認が実施されます。
5 月末より、協会けんぽから会社宛に被扶養者リストが送付されます。
特に、家族が就職した際に扶養から外す手続は忘れがちです。
健康保険証の誤使用を避けるためにも、早めに確認しておきましょう。

(参考)協会けんぽ 被扶養者資格の再確認

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/h26-3/20140325001>

*** 毎月 1 回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>
